

準中型免許導入後の新制度

●現行制度

【車両総重量】	5.0トン		11.0トン	
【最大積載量】	3.0トン		6.5トン	

普通自動車
普通免許
18歳以上
(乗車定員10人以下)

中型自動車
中型免許
20歳以上
普通免許等保有通算2年以上
(乗車定員11人以上29人以下)

大型自動車
大型免許
21歳以上
普通免許等保有通算3年以上
(乗車定員30人以上)

●平成29年3月12日以降の新制度

【車両総重量】	3.5トン		7.5トン		11.0トン
【最大積載量】	2.0トン		4.5トン		6.5トン

普通自動車
普通免許
18歳以上
(乗車定員10人以下)

準中型自動車
準中型免許
18歳以上
(乗車定員10人以下)

中型自動車
中型免許
20歳以上
普通免許等保有
通算2年以上
(乗車定員11人以上29人以下)

大型自動車
大型免許
21歳以上
普通免許等保有
通算3年以上
(乗車定員30人以上)



新免許制度

Q&A

Q1 準中型免許を受けて準中型車を運転する場合、初心者マークの表示義務はありますか？

A 準中型免許を受けた人についても普通免許と同様に、免許取得後1年未満の場合は、初心者マークの表示が義務付けられています。ただし、普通免許を受けてから2年以上の人については、表示する必要がありません。

Q2 Q2のように車両総重量5トンまでの限定付き準中型免許を受けた人が、限定のない準中型免許を受けようとした場合、どのような手続きが必要ですか？

A 車両総重量5トンまでの限定付き準中型免許を受けた人が、車両総重量7.5トンまでの準中型免許に切り替えるためには、公安委員会が行う限定解除の審査を受ける必要がありますので、教習所に相談してください。

Q3 今回の制度変更前に普通免許を受けている人について、制度変更後の運転免許はどのようになるのですか？

A 現行制度の普通免許をすでに受けている人については、既得権を保護するものとし、車両総重量5トンまでの限定付きの準中型免許とみなすこととされています。

Q4 準中型自動車に第2種免許はないのですか？

A タクシーやバス等の旅客自動車を運転するためには、第2種免許が必要となりますが、準中型第2種免許は設けられていません。例えば、乗車定員20人の旅客自動車を運転するためには、中型第2種免許が必要となります。

教習生の皆様へ

平成29年3月12日に 免許制度が変わります！

準中型免許が新設されます。

現在、普通免許を取得するため教習を受けている方、または受けようとしている方は、教習期限の9か月以内に教習所を卒業したとしても、**新制度開始の前までに運転免許試験に合格しないと、現行の普通免許は受けることができません。**ご注意ください。

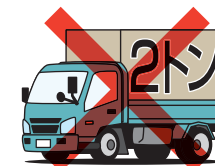
●現行制度

現行の免許	教習所を卒業し、運転免許試験に合格する日	運転できる自動車
普通免許	新制度の開始前	車両総重量 5トン未満
		最大積載量 3トン未満
		乗車定員 10人以下

●平成29年3月12日以降の新制度

新制度の免許	教習所を卒業し、運転免許試験に合格する日	運転できる自動車
普通免許	平成29年3月12日以降	車両総重量 3.5トン未満
		最大積載量 2トン未満
		乗車定員 10人以下

※平成29年3月12日以降、運転免許試験に合格して取得した普通免許では、**最大積載量2トン以上の自動車は運転できなくなります。**
※詳しく知りたい方は、最寄りの教習所に確認して下さい。



一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会

普通免許・準中型免許・中型免許・大型免許 取得までの教習時限

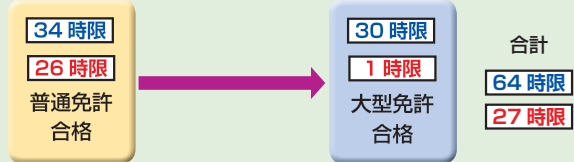
※MT車教習時限数

技能教習時限数

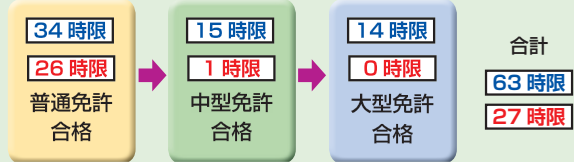
学科教習時限数

現行制度

◆普通免許、大型免許の順に取得する場合

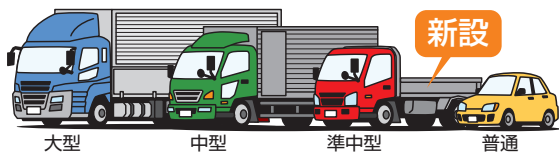


◆普通免許、中型免許、大型免許の順に取得する場合



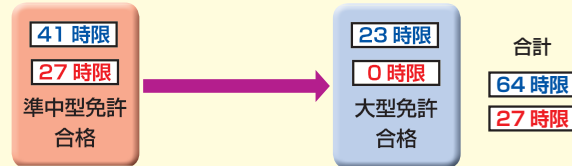
※準中型免許は18歳以上の者が取得できる免許で、普通自動車も運転できます。そうした意味で、普通免許とともに「基礎的免許」と位置付けられています。

自動車の種類

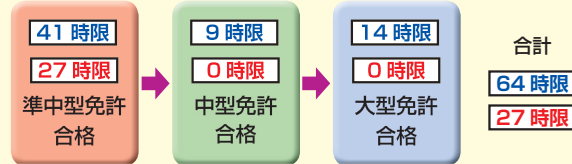


新制度（平成29年3月12日から）で初めて免許を取得する場合

◆準中型免許、大型免許の順に取得する場合



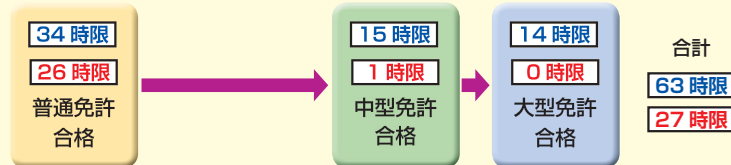
◆準中型免許、中型免許、大型免許の順に取得する場合



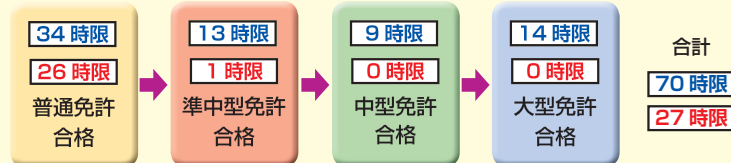
◆普通免許、大型免許の順に取得する場合



◆普通免許、中型免許、大型免許の順に取得する場合

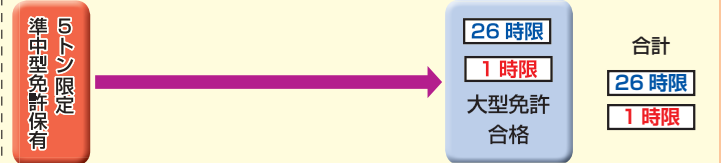


◆普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許の順に取得する場合

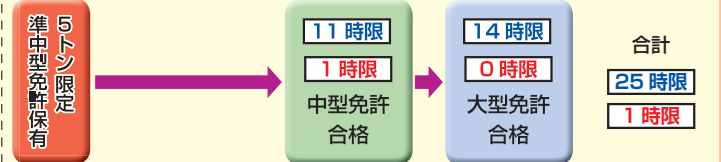


5トン限定準中型免許(現行普通免許)を取得している場合

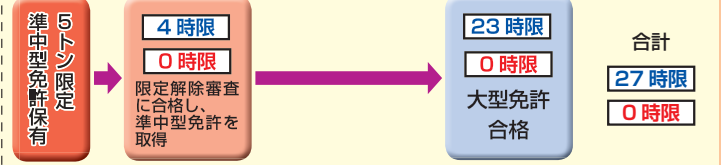
◆大型免許を取得する場合



◆中型免許、大型免許の順に取得する場合



◆限定解除により準中型免許を取得し、その後、大型免許を取得する場合



◆限定解除により準中型免許を取得し、その後、中型免許、大型免許の順に取得する場合



現行制度の普通免許を保有する人の場合
(平成19年6月2日以降、新制度施行日前までに普通免許を取得)

現行制度の普通免許は、新制度では自動的に「5トン限定準中型免許」とみなすこととされています。